

# 徳川家康の文書を読む 解答

史料1 天正十九年（一五九一）十一月日 徳川家康朱印状

〔西角井家文書No.六一〇二〕

寄進 浄音寺

武蔵国崎西郡末田村之内

参石之事

右、令寄附訖、殊寺中可為不入者也、仍如件

天正十九年 辛卯

十一月日



（家康朱印「福德」、印文墨塗）

## 【読み下し】（本文のみ）

寄進 浄音寺

武蔵国崎西郡末田村の内

参石の事

右、寄附せしめおわんぬ、殊に寺中、不入たるべきものなり

よつてくだんのごとし



史料2 天正十年（一五八二）十一月 徳川家康判物

〔西角井家文書No.六五八四〕

甲州一蓮寺領・寮

舎・末寺并名田等之事

右如前々不可有

相違之状、如件

天正十年壬午

十一月（家康花押）

一蓮寺

【読み下し】（本文のみ）

甲州一蓮寺領・寮

舎・末寺ならびに名田等の事、

右前々のごとく相違あるべからざる

の状、くだんのごとし